

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 看護師特定行為研修支援事業費補助金

(地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 看護係 電話番号：058-272-1111(内 2553)

E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,810 千円 (前年度予算額：10,600 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,600	0	0	0	0	0	10,600	0	0
要求額	5,810	0	0	0	0	0	5,810	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・2025年に向けさらなる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を計画的に養成するための特定行為研修制度が創設された。(制度の施行日：平成27年10月1日)
- ・国は2025年に向けて研修修了者を10万人養成することを想定している。
- ・さらに、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」に基づき、医師の業務負担軽減に向けた取組を促進するため、特定行為研修を修了した看護師の有効活用によるタスク・シフティング、業務分担等の検討・取組が必要。
- ・県内でできるだけ多くの特定行為研修を修了した看護師を育成するためには、制度の施行に合わせ、県内の医療機関に研修の受講を促すことが必要。
- ・研修は6ヶ月～2年と中長期にわたり、各医療機関では、受講経費の負担及び研修受講中の代替職員雇用にかかる経費負担が大きいことから、研修派遣をしない施設がある。そこで、医療機関が支出した受講に係る経費及び代替職員を雇用した場合の人件費を助成し、研修受講を促進する。

(2) 事業内容

- ・対象研修区分・行為 21 区分 38 行為（省令）
- ・対象経費 ①受講料・実習費 ②代替職員人件費
- ・補助先 医療機関、訪問看護事業所等
- ・補助対象人数 ①19 人 ②3 人
- ・補助率 ①対象経費×1/2（上限 356 千円）以内
②代替職員人件費×1/2（上限 594 千円）以内

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・地域医療介護総合確保基金
- ・補助率 1/2 ①上限 356 千円 ②上限 594 千円
- ・在宅医療等を支えるとともに、医師の業務負担軽減につながる特定行為ができる看護師を計画的に養成するための支援であり、県の負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,810	研修受講費（受講料・実習費）、代替職員人件費
合計	5,810	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・長期構想
 - I-2 地域医療の体制と医師・看護職員を確保する
 - ・医師・看護職員を確保する。
- ・保健医療計画
 - 4-4 保健医療従事者の確保・養成
 - ・看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

(2) 後年度の財政負担

地域医療介護総合確保基金を活用し事業を実施する。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
2025年(令和7年)に向け、特定行為研修修了者看護師数を200人以上養成し、県内の在宅医療等の一層の推進を図っていきたい。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
① 特定行為研修修了者看護師数	0人 (H27)	5人 (H28)	8人 (H29)	32人 (R1)	200人 (R7)	16%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
補助金の交付

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
補助金交付実績 10件(10病院11人)
今年度、すでに研修派遣予定の病院等は、20施設(37人)あり、また県内の指定研修機関が4機関増え、特定行為研修に対する関心は高まってきている。
さらに、医師の働き方改革への取組への期待も高いことから、補助金の活用も増加するものと思われる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	医師の判断を待たずに手順書により特定行為を行う看護師を養成することは、2025年に向け県内のさらなる在宅医療等の推進を支えていく看護師の養成につながるため、本事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	看護師特定行為研修へ派遣する医療機関は増加しており、研修修了者は着実に増加している。補助金の活用とともに、事業の重要性・必要性の認識が高まる傾向にあり、概ね期待通りの成果が得られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	特定行為研修の受講者を支援する医療機関等に対し補助することは、組織として在宅医療を担う看護師育成の体制を構築するとともに、タスク・シフティングによる医師の業務負担軽減にもつながることから、効率性は高い。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 特定行為研修受講の促進 特定行為研修の必要性や重要性の理解向上

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 特定行為ができる看護師は、今後も増加させていく必要があり、在宅医療分野の看護人材確保及びタスク・シフティングによる医師の業務負担軽減につながることから、県内の研修修了者を増やしていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	